

教 総 第 3 5 1 号  
教 職 第 3 7 8 号  
令 和 2 年 6 月 2 4 日

本庁の各課長  
各教育事務所長 様  
各教育機関の長

教 育 長

### 「懲戒処分の指針」の一部改正について（通知）

職員に対する懲戒処分については、「懲戒処分の指針（平成18年2月1日施行）」に基づき行っているところですが、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）」等の改正により職場におけるパワーハラスメント防止対策の強化が図られたこと等を踏まえ、指針の一部を以下のとおり改正しましたので、所属職員に周知願います。

#### 記

#### 1 改正内容

##### （1）パワーハラスメント

ア パワーハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、**停職、減給又は戒告**とする。

イ パワーハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワーハラスメントを繰り返した職員は、**停職又は減給**とする。

ウ パワーハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、**免職、停職又は減給**とする。

##### （2）セクシュアルハラスメントの表記について文言の整理

#### 2 適 用

令和2年6月25日以降に発生した事案から適用する。